

# 令和5年第1回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和5年3月2日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 16時33分

### 議事日程

開会 令和4年3月2日(水) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針演説

日程第4 議案第1号 阿武町個人情報の保護に関する法律執行条例

日程第5 議案第2号 阿武町情報公開・個人情報保護審査会条例

日程第6 議案第3号 阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する  
条例

日程第7 議案第4号 阿武町一般職職員等の旅費に関する条例

日程第8 議案第5号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第6号 阿武町お試しサテライトオフィスの設置および管理  
に関する条例

日程第10 議案第7号 阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィール  
ドの設置および管理に関する条例の一部を改正する  
条例

- 日程第11 議案第8号 阿武町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 阿武町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 阿武町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変さらに、ついて
- 日程第18 議案第15号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第19 議案第16号 阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 発議第1号 阿武町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第22 議案第17号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第6回)
- 日程第23 議案第18号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)
- 日程第24 議案第19号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第4回)

- 日程第25 議案第20号 令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第26 議案第21号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)
- 日程第27 議案第22号 令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第28 議案第23号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第29 議案第24号 令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第30 議案第25号 令和5年度阿武町一般会計予算
- 日程第31 議案第26号 令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 令和5年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 令和5年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 令和5年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議案第32号 令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員(8名)

議席番号

- |        |      |
|--------|------|
| 1番     | 米津高明 |
| 2番     | 上村萌那 |
| 3番     | 白松靖之 |
| 4番     | 西村容子 |
| 5番     | 松田穰  |
| 6番     | 池田倫拓 |
| 7番 副議長 | 市原旭  |
| 8番 議長  | 末若憲二 |

欠席議員 なし

欠員 なし

#### 説明のため出席したもの

- |               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 花田憲彦 |
| 副町長(総務課長事務取扱) | 中野貴夫 |
| 教育長           | 能野祐司 |
| まちづくり推進課長     | 藤村憲司 |
| 健康福祉課長        | 矢次信夫 |
| 戸籍税務課長        | 水津繁斉 |
| 農林水産課長        | 野原淳  |
| 土木建築課長        | 高橋仁志 |

教育委員会事務局長 藤 田 康 志

会計管理者 近 藤 進

福賀支所長 佐 村 秀 典

宇田郷支所長 小 野 裕 史

欠席参与 なし

### 事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開会 9時00分

### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も昨日から3月に入りました。1月は行く2月は逃げると申しますように、日にちの経つのは早いものと感じております。今年の冬は全国的に見ると、北陸地方から北海道の広い範囲が今までにない豪雪になり、住民の皆さんが屋根の雪下ろしや除雪で大変ご苦労されておりました。しかし今からは、雪解けが進むと思われれます。来週の3月6日は24節季の一つであります、啓蟄であります。冬ごもりをしていた土の虫が動き出す頃と言われております。

阿武町の今年の冬は、天候は穏やかに推移していましたが、ここに来て三寒四温を繰り返しながら、少しずつ春らしい気候となってきました。梅の花も咲き、各地で梅まつりも開催され、河津桜も満開となり、もう少しすると、ソメイヨシノの桜前線の話も聞かれてくるようになると思います。1日でも早く本格的な春の訪れを待っているところです。

3月といいますと、12年前の東日本大震災を思い起こしてなりません。12年前の3月11日は、ちょうど議会開催中であり、当日は特別委員会後の現地踏査から帰ってきたときのテレビで見たあの映像は我が目を疑うものでありました。

また、先月には、トルコ南部を震源とする大地震が発生し、トルコとシリアで5万人以上の方が亡くなられるという大災害が発生しました。倒壊した家屋の下敷きになられた方が大多数であり、違法建築ではないかと一部報道もされています。被災された住民に1日も早く支援が行き届くことを願っております。このように自然災害は、いつどこで起きるかわかりません。危機感を持って対応できるところはしっかり行っていくことが大事だと思います。

また、ロシアのウクライナへの武力侵攻が始まって1年が過ぎましたが、一向に収まる気配はありませんし、決して許されるものではありません。世界中の一部の国を除く多くの国々から批判の声が上がっています。ウクライナ国民の子どもを含む犠牲者は、報道では8,000人以上と出ています。

5月に広島で行われるG7サミットで、議長国である日本は、世界でただ唯一の被爆国であり、核使用を示唆するロシアの行動をしっかりと食い止め、平和的に解決するようリーダーシップを発揮すべきと強く思います。一日も早く世界の国々から醜い争いがなくなることを願っています。

新型コロナに関しましては、オミクロン株の感染が減ってはきていますが、まだまだ収束には行かないだろうと思います。5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法での位置づけが、2類相当から5類に移行すると政府が発表しました。これにより、マスク着用は屋内でも原則不要となります。そんな中行われます小中学校の卒業式では、児童生徒はマスク無しで行われるように聞いております。児童生徒の嬉しい顔が見られると思います。

そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端の中、令和5年第1回阿武町議会定例会の招集にあたり、応招ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日からの阿武町議会定例会では、花田町長の令和5年度に向けての施政方針演説ののち、令和5年度一般会計予算31億7,800万円と、7つの特別会計の予算15億5,037万3,000円、併せて47億2,837万3,000円が上程されますが、この予算により今後1年間のまちづくりや住民の福利厚生などが決まり、新たな阿武町のスタートとなります大事な予算です。議会といたしましては、しっかり審議し、住民と行政のパイプ役だけでなく、行政のチェック機関と

しての機能を十分発揮していただきますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

○議長 本日の出席議員は8人全員です。ただ今より令和5年第1回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、町長施政方針演説、議案説明、一部質疑・討論・採決、委員会付託です。

### 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる12月8日開催の令和4年第7回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

12月29日 第14回森里海の市が道の駅阿武町で開催され、本職が出席しました。

1月2日 令和5年阿武町二十歳のつどいが町民センターで開催され、本職が出席しました。

1月6日 知事および県議会議長へのあいさつに、本職が出席しました。

1月7日 第16回医療関係団体新年互例会がホテルニュータナカで開催され、本職が出席しました。

1月14日 阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位、出席されました。

2月13日 令和5年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席しました。

2月17日 山口県町議会議長会2月定例会がセントコア山口で開催され、本職が出席しました。

同日 山口県町議会議員研修会がセントコア山口で開催され、議員全員が出席をされました。

2月19日 阿武町栄光文化賞・阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

2月22日 午前9時より議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、白松靖之君、4番、西村容子君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月22日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日3月2日から17日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月17日までの16日間と決定しました。

### 日程第3 町長施政方針演説

○議長 日程第3、ここで今期定例会にあたり花田町長が施政方針演説を行います。町長

○町長(花田憲彦) 令和5年第1回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

日脚も延び、吹く風にも春めきを感じる好季節となりましたが、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中を本議定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスが世界的に蔓延して丸3年が経過し、ロシアによるウクライナへの侵攻も先月の24日をもって1年が経過しましたが、双方に民間人を含む多くの死傷者を出す中で、未だ停戦のめどが立たず、ウクライナに武器供与する欧米とロシアとの対立は深刻化し、膠着状況が続き戦闘は一層激化することが懸念されます。



また、経済面においても、制裁と報復の応酬が世界的なエネルギーや食料価格の高騰に波及し、多くの国々で輸入物価や消費者物価に甚大な影響が生じています。

特に、資源の多くを輸入にたよる日本は、大きくその影響を受け、原油価格高騰による燃料費や電気料の値上げをはじめ、歴史的な物価高の状況が続いているところであります。

こうした中、令和5年度の国の予算案につきましては、年度内成立が確実となったところでありますが、一般会計の総額は、防衛費の大幅な増額等により、前年度比6.3%増の114兆3,812億円が見込まれ、11年度連続で過去最高を更新し、防衛費に加えて社会保障関係費、少子化対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、防災・減災対策の充実に重点配分がされたところでもあります。

また、地方財政計画は、地方交付税の総額を1.7%増の18兆3,611億円と見込み、特にマイナンバーカードの円滑な交付体制の確保や、利便性の向上を図るデジタルインフラの整備をはじめ、自治体DXの推進、地域のデジタル基盤の活用の推進のほか、分散型エネルギーシステムなど、地産地消の取り組みの促進、地域おこし協力隊等の充実や自治体におけるDX人材の確保や定着支援、そして、過疎法に基づく「過疎対策の推進」や「防災・減災、国土強靱化の推進」による安全・安心なくらしの実現のほか、緊急消防援助隊をはじめ、消防団や自主防災組織等の充実強化等が掲げられております。

こうした中、本町では、本日から3月議会定例会が開会され、令和5年度の一般会計をはじめとする各会計の当初予算をはじめ、重要な諸案件についてご審議をお願いすることとなりますので、まずは新年度における私の施政方針に係る所信の一端と、主要な施策の概要等について、申し述べさせていただきます。

さて本町においては、他の自治体と同様、ここ3年間はコロナ禍により多くのイベントや行事が中止や延期を余儀なくされてきたところであり、特に昨年は、公金の誤振込みも重なり、本町にとって大変厳しい年でありました。

こうした中で、政府による今後の新型コロナウイルス対応に係るマスク着用の見直しについては、一般的には3月13日から、学校においては4月1日からそれぞれ適用され、マスクの着用は個人の判断に委ねることになります。

そして、特段の事情がない限り、5月8日以降は感染症法上の位置づけを、

今の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針が決定されたところであり、いよいよアフターコロナの時期を迎えることとなり、新年度においては、地方創生の新たなステージに立って、ポストコロナの時代を見据えた、新たな施策の展開を図っていかねばなりません。

ご案内のとおり、本町では、これまで「選ばれる町」に向けたさまざまな施策を展開してまいりましたが、令和5年度におきましても、引き続き人口定住対策を最重要課題の一つとし位置づけ、各種定住奨励金の交付をはじめ、空き家バンク制度への対応や、4分の1ワークスプロジェクトを推進する一方で、昨年整備したABUキャンプフィールドと町の玄関口である道の駅阿武町との相乗効果をさらに、図るとともに、阿武町観光ナビ協議会(略称「あぶナビ」)の体制強化を図る中で、体験型観光を通じて、来訪者を町内各地区へ誘導し、町全体にお金を落とし、町内で経済を回して行く地域内経済循環を促進するほか、木の駅プロジェクトや地域通貨の導入を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指すとともに、関係人口の増加や町内への移住定住の促進に向けた取り組みを、さまざまな施策を展開しながら強力に進めていく所存であります。

なお、ABUキャンプフィールドにおきましては、昨年の3月12日にオープンし1年が経過することから、今月の11日そして、12日の2日間にわたり、1周年祭を開催し、キャンプ場利用者を中心に、クルージングやシーカヤック、魚捌き体験、無角和種堪能ツアーなどの、阿武を感じる体験イベントと銘打って開催し、マグロの解体ショー、福賀神楽保存会による大蛇の演舞披露のほか、阿武町の豊かな森・里・海が育んだフードや物販などにより、生産者との交流を図る「あぶの恵みアウトドアマーケット」なども予定しているところであります。

また、新年度におきましては、道の駅阿武町が平成5年4月12日に旧建設省道路局長の登録証を受けて以来、今年で30年が経過することから、8月上旬を目途に登録30周年を記念した式典や、道の駅発祥の地のモニユメントの設置、また、交流イベント等を大々的に開催することとしております。

一方で本町に於ける喫緊の課題の1つが、出生率の向上対策であります。議員各位もご案内のとおり、出生者数はここ数年1ケタが続いており、ちなみに平成28年度が9人、平成29年度も9人、平成30年度が8人、令和元年度が4人、令和2年度が5人、令和3年度が8人と推移してきましたが、

令和4年度につきましては、現時点で13人となる予定であり、実に7年ぶりに2ケタ台となる予定であります。

私は、これは全てとは申しませんが、これまでの子育て支援に対する施策や各種の移住定住対策の効果が一定程度現れたのではないかと受け止めており、今後も、引き続き阿武町らしいさまざまな特色ある施策を、メリハリをつけた中で積極的に展開しながら、町の経済の活性化を図り、魅力ある町づくりをさらに、進めて参りたいと思っています。

こうした中で、新年度令和5年度の当初予算であります、「子育てを応援し、産業や福祉を未来につなげる予算」と位置づけ、選ばれる町を標榜する中で、持続可能な循環型社会を構築しながら、稼げる町づくりを図って行くことを基本とし予算編成を行ったところであります。一般会計においては、対前年度比5千万円、率にして1.6パーセント増の31億7,800万円を計上したほか、7つの特別会計においては、総額を対前年度比5,334万2,000円、率にして3.3パーセント減の15億5,037万3,000円とし、一般会計と特別会計の合計は、対前年度比334万2,000円、率にして0.1パーセント減の47億2,837万3,000円としたところであります。

なお、ここで新年度予算の特徴的なものを2～3申し上げますと、まず、「子育て支援」であります。単独町費による「子育て支援学校給食費助成事業」として、新年度から新たに小中学校の給食費を所得制限無しで無料化し、これにより、保育園も含め町内保育園、小学校、中学校全ての給食が完全無料化ということになります。

また、これも単独町費であります。既に令和元年10月から行っておりますが、0歳から高校生までの医療費の無料化を実施しており、また、保育料につきましても、単独町費により国の無償化の適用外とされた0歳から3歳未満児を含む全ての保育園の保育料の完全無償化を実施しております。先程の給食費の無償化とあわせて、「阿武町子育て支援」の3点セットにより、県下でも極めて充実した子育て支援対策であるというふうに思っております。

次に、保健事業のきめ細やかな対策として、新規に住民から要望の高い带状疱疹予防ワクチンの接種に対する県内初の助成事業の新規計上や、公的保険が適用され、3割負担となった特定不妊治療費の自己負担分についても、1治療周期あたり最大87,000円を新規に助成してまいります。

そして、地域の足の確保については、去年の福賀地区に続いて、今年4月か

らは奈古・宇田郷地区においても、ドアツードアのデマンド型交通サービスの運行を開始いたします。

また、D Xやデジタル化の推進については、新年度をD X推進元年と位置づけ、これからの時代に対応し、町民の生活をより良いものと変革させていくため、専門の外部人材等を活用しながら、具体的に進めていくための阿武町版D X推進計画の策定を行います。

それでは、今申し上げてきました事業を含めて、令和5年度において取り組むこととしている主要な事業につきまして、総合計画の7つの政策方針に従って、その概要を申し上げます。

はじめに「誇りと活力がある仕事づくり」であります。まず農業面におきましては、阿武町の特産品の無角和種を中心として、畜産の振興を図るため、新たに専属の農業支援員および集落支援員を配置します。

また、今年度に着手した奈古の土地区の圃場整備については、新年度は農業生産力等を機能強化対策事業により、整備構想の作成や登記簿調査等を実施いたします。

さらに、すでに進めております、奈古地区の上郷、下郷、片地区の圃場整備、およびキウイフルーツのモデル園地の造成につきましては、県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業として実施し、引き続き負担金を支出してまいります。

また、農業の生産力、競争力の向上と高付加価値化を推進するため、これも引き続き、農業競争力強化基盤整備事業により、福田地区の用排水路の更新を行ってまいります。

また、新規就農者を確保するため、新規農業就業者定着促進事業により、研修受入農業法人への助成も行ってまいります。

さらに、認定新規就農者等に対しては、町単独事業の頑張る農林水産業就業経営等支援事業により、引き続き就農準備金、家賃補助金、家族就業支援等を行うほか、新たに農業大学校就学支援として、一定の要件を付した中で、奨学金や生活支援補助金を給付することといたします。

また、これも新規の町単独事業であります。国県の補助対象にならない自営農地等を維持する販売農家の後継者の就農開始を支援するために、年齢に応じた2ヶ年の支援金の交付も新たに行ってまいります。

さらに、特産品生産支援のために、新たな農産加工のための施設整備事業に

より、旧福賀小学校の給食調理場を、福賀漬物部会が福賀すいかの粕漬け作業場として利用できるように調理場の不要物の撤去や、トイレの改修等も行ってまいります。

また、高性能かつ必要な機械の導入に対し、集落営農法人連合体形成加速化事業により、補助を行い農作業の効率化省力化を推進し、地域農業の持続的な発展を図ります。

また、畜産では資源循環型肉用牛経営育成事業により、無角和種繁殖センターの育成牛舎の整備のための助成を行い、育成牛の増頭や無角和種の肉質、体質改善を図ります。

次に、イノシシ等の被害対策であります。引き続き有害鳥獣対策として、奨励金の交付や出動費への補助をはじめ、国庫補助の対象とならない有害鳥獣侵入防止柵等の設置補助や、猟友会員確保のための狩猟免許取得の際の受講料や手数料の補助、さらに、要望の多い小型箱わなの購入補助について、各種制度を充実し、町単独で支援してまいります。

林業においては、自伐型林業を推進するため、林業支援員設置事業により林業支援員を2名採用し、モデル林整備と研修会を通じて森林経営の知識の向上を図り、慢性的な担い手不足の解消等に努めてまいります。

水産業においては、引き続き間伐材漁礁整備事業を実施し、循環型社会形成の一環としての人工魚礁への間伐材の利用を積極的に行い、水産資源の確保、増殖を図ります。

また、農業と同様に単独のがんばる農林水産業就業経営等支援事業によって、新規に漁業就業を志す法人就業者に対し、就業準備金家賃補助金および家族構成に応じたU I J ターン家族就業支援金を給付し、就業環境の整備と生活基盤の確保を図ってまいります。

また、漁港整備の機能保全工事の施行や、機能保全計画の見直しにより、漁港施設の長寿命化や更新コストの平準化と縮減、さらに、漁業活動の効率化を図るため、昨年度に引き続いて、水産物供給基盤整備事業を実施し、奈古漁港の浜崎第二護岸機能保全工事を行うとともに、新たに奈古地区筒尾地区の機能保全計画も策定いたします。

また、海岸保全施設整備事業により奈古漁港海岸の測量設計、宇田郷漁港海岸の事業評価を実施するほか、漁港単独改良事業として奈古漁港、宇田郷漁港内の舗装工事や船揚げ場工事、そして、漁港内の水路の浚渫工事などの漁港整

備工事も実施してまいります。

商工業においては、起業化支援事業により、引き続き起業時の初期投資等の負担軽減と起業の促進を図ります。さらに、企業誘致推進事業として、阿武町に進出する企業に対して、工場用地の整備やお試しサテライトオフィスを提供するなど、柔軟かつ積極的な支援を実施するほか、都市部への地縁企業への誘致セールス活動等も進めてまいります。

また、商工業者などの円滑な事業継承を指針するため、引き続き事業継承応援事業を実施し、事業譲渡人および事業の譲り受け人双方に、最大で各 100 万円の奨励金交付事業も実施してまいります。

特産品開発事業においては、引き続き特産品の開発および商品化に要する経費の補助を行うなど、特色ある地域産品の開発と経済の維持発展に努めてまいります。

さらに、第2次阿武町版総合戦略に基づき、引き続き地域内循環地方創生特別事業に取り組むこととし、阿武町観光ナビ協議会の機能強化を図る、阿武町版DMO機能強化事業、そして、木の駅プロジェクトを推進する地域通貨導入事業、そして、ビジターセンターのテストキッチンを活用し、地域食材を活用した料理教室やレシピの開発、そして、あるいはマニュアルの作成等を行う地域内生産物消費促進事業を一体的に行うことにより、地域内経済の循環を核とした持続可能な循環型社会の構築を目指し、道の駅の進行や柔軟な生き方を支援しながら、稼げるまちづくりの具現化に努めます。

次に、2つ目の「個が尊重される生活づくり」ではありますが、障害者福祉を社会的使命と捉えて、また、一方では、農福連携商工福連携の具現化のため、新たに障害者グループホーム建設事業に取り組み、令和7年度の供用開始に向け、設計および用地取得等を行ってまいります。

また、あぶ健康いきいきフェスタ事業におきましては、これまでの敬老の日大会と福祉スポーツ大会に変えまして、これを一体化したあぶ健康いきいきフェスタを開催いたします。

また、新たに、成年後見制度利用促進事業に取り組み、意思決定が困難な方に対する、成年後見制度中核機関の設置の準備を行います。

また、引き続き福祉バス助成事業を実施し、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、75歳以上の方をはじめ、運転免許自主返納者、妊産婦、透析患者等の皆さんに対して、町営バス、デマンド交通等の利用運賃

の一部を助成してまいります。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防に係る一体化事業といたしまして、後期高齢者広域連合から受託を受けて、介護保険の地域支援事業の一部を後期高齢者の保健事業に移行して、高齢者の心身の多様な課題の実態把握や介護予防事業を行うことで、介護予防、生活習慣病等の重症化を予防し、健康寿命の延長を図ってまいります。

また、新たにかん検診等インターネットLANシステムを導入事業により、インターネットによる24時間予約が可能ながん検診等の予約システムを導入し、受診者の受診率の向上や、受診しやすい体制を整え、がんの早期発見に繋げてまいります。

また、先ほど新年度事業の特徴的な事業として紹介いたしました、町独自の子ども医療費助成事業による、0歳児から高校生までの医療費の無料化も引き続いて実施してまいります。

また、日本人の3人に1人が罹患し、約2割の方に長い間痛みが残るといわれている、帯状疱疹の発病および重症化を予防するために、新たに帯状疱疹予防ワクチン接種事業により、50歳以上の方のワクチン接種費用の半額を補助してまいります。

さらに、引き続き高齢者インフルエンザ予防接種助成事業により、75歳以上の方のインフルエンザ予防接種につきましては全額助成、そして、その他の高齢者の予防接種につきましても費用の軽減を図ってまいります。

また、引き続き子ども等への予防接種助成事業により、妊娠を希望する女性とその家族に対する風疹ワクチンをはじめ、子どもの流行性耳下腺炎やインフルエンザの予防接種代金の半額を助成してまいります。

さらに、新たに不妊治療への経済的負担の軽減のため、特定不妊治療を支援事業により、治療費の一部を助成してまいります。

次に、3つ目の「人が集まる街づくり」であります。観光振興事業といたしまして、ABUキャンプフィールドへの来場者に向けた体験プログラムの開発等を通じて、町内全域への相乗効果を図りながら、新たな町の産業振興を図るため、観光振興の要となる阿武町観光ナビ協議会の運営について、引き続き支援してまいります。

また、新たに西台展望台設置事業により、福賀地区の観光の拠点の一つである西台の展望所、展望台を設置いたします。

さらに、阿武町の観光や経済の拠点である道の駅阿武町が、先ほども申し上げましたが、登録から30年目を迎えることから、道の駅阿武町登録30周年記念事業として、発祥の地モニュメントを建立するほか、記念式典や交流イベント等を開催し、道の駅のさらなる発展を目指します。

本町の目玉政策の定住促進対策事業においては、Uターン奨励金、Iターン奨励金、就業支度金、結婚祝金、出産祝金、住宅取得補助金、リフォーム補助金、不要物撤去補助金、家賃補助金、新婚生活支援補助金の交付事業につきましては、一部対象を拡充し引き続き実施し、さらに、空き家バンク事業、4分の1ワークスプロジェクトも実施するとともに、新たに町内各地に定住アドバイザーを設置し、定住および定着の促進を図ってまいります。

さらに、町内の事業者の働きかけによって、町内に新たに社員等が移住したことに対しまして、一定の奨励金を事業者に交付する事業者版定住促進奨励補助金事業を引き続き実施し、官民を上げて定住の促進を図ってまいります。

また、地方バス路線維持対策費事業においては、引き続き生活路線バス町営バスの運行費に対する運航会社への赤字補てんを行い、地域生活交通の路線を維持してまいります。

デマンド型交通運行事業であります。昨年福賀地区で先行して運行を開始したところでありますが、新年度からは新たに奈古地区、宇田郷地区においても運行開始し、高齢者などの足の確保と、交通の利便性の向上を図ってまいります。

次に、4つ目の「町の力となる人づくり」であります。子育て支援サポート事業として引き続き、みどり保育園における保育料を国の制度に加えて、無償化の対象とならない0歳児から3歳未満についても、町単独で保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、みどり保育園は竣工してから24年が経過し、老朽化によって危険な劣化箇所が見受けられることから、みどり保育園改修事業により、舗装や床、壁等の改修も行います。

なお、みどり保育園外国青年招致事業につきましては、園児が日常的に英語に触れ合うことができるよう、カナダ人の保育所補助員を配置してきましたが、今年度からは1人増員して2人体制を維持し、引き続き小学校にも派遣してまいります。

また、新たにみどり保育園発達支援事業として、発達支援が必要な園児の保



育を支援するために発達支援専任の保育士を雇用いたします。

さらに、ファミリーサポートセンター広域実施事業といたしまして、保護者からの要望に応じて、新年度からはぎファミリーサポートセンターの利用ができるようにいたしました。

また、伴奏型の相談支援、および出産子育て応援給付事業におきましては、妊娠期から、出産、子育てまで一貫した伴奏型の相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届や出生の届を行った妊婦、子育て世代世帯に対し、出産子育て応援ギフトとして、それぞれ 50,000 円を寄付することで、安心して出産、子育てできる環境づくりを推進してまいります。

さらに、学校給食においては、昨年度から児童生徒の食育と郷土愛の向上を図るため、阿武町産の野菜や無角和牛、福賀スイカ、キウイフルーツなどの町の特産品を食材として取り入れる「森里海の恵みで育つ給食事業」も引き続き実施してまいります。

また、これも先ほどの特徴的な事業として申し上げましたが、「子育て支援学校給食無償化事業」として、小中学校の児童生徒の給食費の所得制限なしでの全額補助を行い、学校給食の完全無償化を図ります。これにより町内の保育園、小学校、中学校の全ての給食が完全無償化ということになります。

このほか、高校生修学支援事業といたしまして、奈古地区に比べて高校などへの通学費等の負担が大きい福賀地区、宇田郷地区の生徒を対象に、町営バスの無償化や、下宿代の一部の補助を引き続き実施し、保護者の負担軽減を図ります。

また、町民センター文化ホール事業においては、質の高いコンサートの開催や、恒例のジャズコンサートの支援も引き続き行ってまいります。

なお、竣工から 26 年が経過した町民センターにつきましては、町民センター等改修事業により、図書コーナーの改修や劣化したカーペットの取替工事なども実施してまいります。

また、町の力となる人づくりプロジェクト実施事業につきましては、スポーツフェスタやこども未来プロジェクトを実施するとともに、阿武町オープンカレッジの開校等により、各世代のニーズにあった取り組みにより、これからの町の力となる人づくりに努めてまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては、新たに 2 名を雇用し、阿武町版総合戦略、地域再生計画に係るプロジェクトを推進してまいります。

集落支援員につきましても、新たに1名を募集し、阿武町暮らし支援センターの運営や、まちの縁側事業を推進してまいります。

また、まちづくり懇談会や各種団体、グループ等とのカジュアルトークにつきましても、できるだけ実施してまいりたいと考えております。

次に、5つ目の「未来に繋ぐ環境づくり」であります。阿武町リサイクルセンター内作業機械等更新事業といたしまして、新たにペットボトル等圧縮梱包機と、ゴミ投入用ホイールローダーの更新を行うほか、施設内のトイレの水洗化も実施いたします。

また、継続事業であります。県営農村災害対策整備事業につきましては、福賀地区の古屋ため池の危険ため池整備を行ってまいります。

また、これも継続であります。町道亀山十王堂線道路改良工事につきましても、早期完了に向け、バイパスおよび現道の拡幅工事を行ってまいります。

また、鹿島大橋補修事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、引き続き補修工事を進めてまいります。

福賀地区の町道大番峠水車線の水車橋については、新たに水車橋補修事業として、まずはこれの補修設計業務を実施してまいります。

また、新たに基幹町道等側溝整備事業により、基幹町道の改修計画を策定し、これに基づき、老朽化が激しい道路側溝の改修工事を計画的に進めてまいります。

また、奈古地区の町道松原遠根線舗装工事、舗装補修工事、そして、宇田郷地区の寺ノ下宮ノ浴線路肩整備工事業も鋭意進めてまいります。

さらに、安全安心な道路環境維持のための支障木伐採事業により、引き続き交通に支障をきたしている道路のり面の支障木等の伐採等も行ってまいります。

また、大変喜ばれております。町道草刈作業労力負担軽減事業につきましては、引き続き、各自治会の労力負担軽減を図るために、町道の路肩やのり面の舗装工事等を、該当自治会と相談しながら、緊急性の高い箇所を選定しながら実施してまいります。

このほか、建設から39年が経過する大規模林道波佐阿武線の奈古谷橋補修工事については、長寿命化のための対策工事を行い、道路利用者の安全安心を図ります。

次に、6つ目の「安全、安心な暮らしづくり」であります。交通安全大会開催事業につきましては、コロナ禍によって延期を余儀なくされていたところ

であります。新年度においては実施し、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

また、消防救急事務委託事業につきましては、令和7年度から山口・防府・萩市の消防本部による、消防通信指令業務を共同運用し、高機能消防通信指令システムの導入による、指令業務の迅速化適格化を図ってまいります。

さらに、消防自動車更新事業につきましては、福賀地区の小型動力ポンプ付積載車の更新を行います。

また、若い消防団員が消防ポンプ車の運転が可能となるよう、消防団員自動車免許取得補助金により、準中型自動車免許の取得費用に対する費用の一部を助成し、円滑な消防体制の充実を図ってまいります。

このほか、新規事業として、老朽危険空き家除去促進事業により、上限は設けませんが、倒壊危険家屋等の不良住宅の撤去に要する費用の一部を補助し、町民の安全安心の確保と住環境の改善、並びに良好な景観の維持に努めてまいります。

なお、多様化する消費生活トラブルに対し、専門的かつ的確な相談に応じるために、引き続き、消費生活相談機能の整備強化事業により、有資格者による毎月2回の相談日の設定など、相談体制を充実してまいります。

最後に7つ目の「時代に応じた行財政運営」であります。行政デジタル化推進事業として、国の方針に基づき、町においてもさまざまな課題等に対応したデジタル技術の活用による業務の効率化を図り、町民サービスの向上を図るため、阿武町版DX推進計画、およびセキュリティポリシーの改定を行い、自治体DXの推進に努めてまいります。

また、DX推進の一環として、議会ペーパーレス化システム導入事業により、議員および参加者にタブレットを配備し、議会運営の効率化や正確性の向上、さらに、資料作成等の労力や経費の軽減を図ってまいります。

以上、令和5年度に取り組むこととしております重要政策、および予算の概要を申し上げましたが、令和5年度におきましては、引き続き町の第7次阿武町総合計画と第2次阿武町版総合戦略に選ばれるまちをつくるを基本とし、第1次産業の活性化をはじめ、子育て支援、定住促進、観光開発、地域経済の循環型社会の構築を積極的に推進し、アフターコロナの対応にも配慮しながら、限られた財源の中で、住民の満足度と幸福度を高め、未来に希望が持てる予算となるよう、意を用いて編成したところであります。

今、本町においては、基幹産業である第1次産業の担い手不足、高齢化、低所得化が顕著となり、産業活力の低下への対応は喫緊の課題であり、関係人口の構築や、産業活力の向上を図っていく必要がある一方で、町の玄関口である道の駅の地元住民の利用率は2割以下にとどまっており、売り上げについても地元の生産物の割合は7割弱と低く、町民による地元生産物の消費も低い傾向にあります。

私はこのような状況を打破し、関係人口の増加や産業の活力向上を図っていくためには、今後とも、外部人材の視点を積極的に活用しながら、町の姿を客観的、俯瞰的に捉えて、住民の活躍の場を創出し、阿武町にある人、そして、生産物、環境などの魅力を最大限引き出し、価値を再構築していく必要があると思っております。

そして、そのための試みとして、新年度においては、外貨を取り入れ、地域内経済循環を促進するため、本町内で初の運用となる、町内限定ではありますが、使用可能な地域通貨の導入や、各種の町内組織での活用を進めてまいろうと思っております。

また、これに並行して、未利用木などと地域通貨と交換する木の駅プロジェクトの推進や、キャンプフィールドの利用客や薪ストーブユーザー、さらに、道の駅の温浴施設での熱源利用など、新たな出口消費に係る地域通貨の流通への展開を目指し、地域の経済循環をさまざまな角度から検証し、人ものお金の流れを整えて、持続可能な循環型社会の構築を図っていく中で、稼げるまちづくりの仕組みを、具体的かつ積極的に展開してまいる所存であります。

新年度においても、打てば響く、町民一人一人に寄り添うまちづくりを全力で推進するとともに、もっとチェンジもっとチャレンジの精神を持って、町民の皆さんがより住みやすく、より豊かに、そして、より安全に暮らせるまちづくりが実現できるよう、常に問題意識とコスト意識を持って効率的かつ重点的な施策の展開を図り、途中経過や成果についても、町民の皆さんが目に見える形でお示ししながら、地域と行政が一体となって、夢と笑顔あふれる未来を切り拓いていけるよう、誠心誠意努めてまいる所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に御提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号「阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例」につきましては、関係法令の一部改まさに伴い、既存の「阿武町個人情報保護条例」を廃止し、本条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第2号「阿武町情報公開・個人情報保護審査会条例」につきましては、今申した議案第1号に関連して、新たに「阿武町情報公開・個人情報保護審査会」を設置するための新たな条例の制定であります。

次に、議案第3号「阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特定の職員を管理監督職とし、役職定年制の特例任用を行うため、役職定年制を超えた職域グループの設定を行うための条例の一部改正であります。

次に、議案第4号「阿武町一般職職員等の旅費に関する条例」につきましては、平成の大合併から単独町政を維持するために、職員等の旅費においても経費節減に努めて来たところではありますが、他市町と比較して支給内容に大きな差があるため、山口県および近隣市との同様の内容により、新たに条例を制定するとともに、関係条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第5号「阿武町定住促進条例の一部を改正する条例」につきましては、Uターン奨励金の交付対象年齢の要件を拡充緩和するための、条例の一部改正であります。

次に、議案第6号「阿武町お試しサテライトオフィスの設置および管理に関する条例」につきましては、町内へのサテライトオフィス等の開設用の施設設置等に関する、新たな条例の制定であります。

次に、議案第7号「阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、県から無償譲与を受けました遠岳野営場、これを新たにABUキャンプフィールドの一部として追加し、道の駅阿武町の隣接地を「ENGAWA BASE」、名称の変更ですけれども、道の駅阿武町のところを「ENGAWA BASE」、そして、遠岳野営場を「KIYOGAHAMA BASE」と名前を変更するための条例の一部改正であります。

次に、議案第8号「阿武町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」につきましては、4月から福賀地区だけではなく、奈古地区・宇田郷地区において、デマンド交通の運行を開始するための条例の一部改正であります。

次に、議案第9号「阿武町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例」、および議案第10号「阿武町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、いずれも安全計画の策定等の義務化に伴う条文の追加等に係る条例の一部改正であります。

次に、議案第11号「阿武町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、引用条例の改まさに伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第12号「阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、施設の管理・運営を委託しております、社会福祉法人阿武福祉会からの要請により、小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスの利用定員、および認知症高齢者グループホームの入居定員を減じるための条例の一部改正であります。

次に、議案第13号「阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、国の方針に基づき、国民健康保険の出産育児一時金を現行の408,000円から488,000円に改正するための条例の一部改正であります。

次に、議案第14号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」および、議案第15号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」につきましては、構成団体の脱退および加入に伴う規約の変更および財産処分であります。

次に、議案第16号「阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて」につきましては、任期満了に伴う監査委員の選任であります。現委員の再任でご同意をお願いするものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、町長が推薦し、法務大臣が委嘱する委員3人のうち、1人の委員の任期満了に伴う選任であります。現委員の再推薦について、議会のご意見を求めるものであります。

次に、議案第17号「令和4年度阿武町一般会計補正予算(第6回)」、および議案第18号「令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)」から、議案第24号「令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)」までの、一般会計および各特別会計の補正予算であります。詳細については後刻関係参与から説明をいたさせますので、ここでの説

明は省略させていただきます。

次に、議案第 25 号「令和 5 年度阿武町一般会計予算」につきましては、予算総額は 31 億 7,800 万円で、対前年度比プラス 5 千万円、1.6 パーセントの増額であります。

なお、当初予算の基本的な考え方につきましては、先ほど施政方針の中で、その主要な部分について触れさせていただきましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、議案第 26 号から議案第 32 号までは、令和 5 年度における 7 つの特別会計の当初予算であります。総額は 15 億 5,037 万 3,000 円で、対前年度比 5,334 万 2,000 円、3.3 パーセントの減額であります。

次に、全員協議会ですが、全協報告第 1 号「契約の締結について」につきましては、町の執行に係る契約の締結について、その概要をご報告するものであります。

次に、全協報告第 2 号「有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況をご報告するものであります。

次に、全協報告第 3 号「阿武町内部統制基本方針について」につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律に基づき、事務の適正な執行を図るため、阿武町内部統制基本方針を策定いたしましたので、その概要を報告するものであります。

以上、本日提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお、詳細につきましては、その都度担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。開会にあたりましての私からのごあいさつに代えさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休憩 10時09分

再開 10時18分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

#### 日程第 4 議案第 1 号から日程第 18 議案第 15 号

○議長 日程第4議案第1号から、日程第18議案第15号を一括議題とします。

○議長 まず議案第1号、阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例について、説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例について、ご説明いたします。

本案件は、これまでの個人情報の取り扱い、民間事業者、地方公共団体等の当該個人情報を取り扱う主体ごとに異なる法令等の規定が適用されてきましたが、国はデジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることを鑑み、国の個人情報保護委員会の監督下において、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、令和3年5月に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が新保護法として改正され、これにより、地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から新保護法が直接適用を受けることになり、既存の阿武町個人情報保護条例を廃止し、本条例を新たに制定するものであります。

なお、議会につきましては、新保護法における法律の適用外とされており、議会においては、別途個人情報の保護に関する条例を新たに制定することになります。

それでは、まず施行条例の条文の第1条は、趣旨について法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、用語の意義でこの条例で使用する用語は法で使用するものと同様とし、実施機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会となります。

第3条の個人情報ファイルのファイル簿の記載事項につきましては、国の法令において作成の義務がない、1,000人未満の個人情報の保有の状況に関する事項についても、個人情報ファイル簿の作成および公表することに努めるもので、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように、氏名、生年月日、その他の記述等を体系的に構成した個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称および当該機関の名称、および個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称、個人情報ファイルの利用目的など、規則で定める事項を規定するものであります。



第4条の個人情報取扱事務の登録につきましては、町の実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称および概要、所管する組織の名称、事務を開始する年月日、個人情報記録から検索しうる個人の類型等について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない等の規定をするものであります。

第5条の手数料等につきましては、法の規定により、開示請求に係る手数料の額は無料とし、開示する文書の写しの交付を求められた場合には、これまでと同様に、この写に係るコピー代等の実費を徴収することを規定するものであります。

第6条の審査会への諮問につきましては、個人の情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認めるときは、阿武町情報公開個人情報保護審査会に諮問することができることを規定するものであります。

第7条の委員につきましては、この条例に規定するもののほか、必要な事項については規則で定めることを規定するものであります。

また、附則につきましては、第1条で、施行期日を令和5年4月1日とし、第2条により、阿武町個人情報保護条例の廃止、第3条の経過措置により、旧条例に基づく守秘義務をはじめ、保有個人情報の開示、施行日前にした行為等に対する罰則については、従前の例によること等を規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第2号、阿武町情報公開・個人情報保護審査会条例について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号、阿武町情報公開・個人情報保護審査会条例につきまして、ご説明いたします。

本案件は前号の阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、新たに阿武町情報公開・個人情報保護審査会を設置し、現行の阿武町情報公開審査会を本審査会に改め、審査会の組織および調査審議の手続き等を定めるものであります。

まず、第1条の設置につきましては、審査会が情報公開条例および個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度の適正、かつ公正な運営を確保するために設置することを定めたものであります。

第2条の所掌事項につきましては、第1項の第1号から第5号において、それぞれ実施機関からの諮問および意見の求めに対しても、調査審議を行うことを規定するもので、第2項は第1項の規定により、実施機関が審査会に諮問する場合のほか、審査会からも実施機関に対して情報公開制度の運営に関する重要事項について、意見を述べるができることとするものであります。

第3条の組織につきましては、審査会の組織について定めたもので、審査会の委員は5人以内の組織とするものです。

第4条の任期につきましては、委員の任期は委嘱の日から2年とし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間で、委員の再任は妨げないものとするものです。

第5条の審査会の調査権限等につきましては、第1項で、審査会は保有個人情報に記載されている地方公共団体等の行政文書の提示を求めることができること等について、第2項は、審査会は諮問実施機関に対して、審査会の指定する方法により、資料等の提出を求めることができること、また、第3項において、諮問実施機関は、行政文書等の提出を拒んではならないこと。そして、第4項において、審査会は審査請求人、参加人また、は諮問実施機関の職員に対し、必要な資料の提出を求めること、その他必要な調査をすることができる旨を規定するものであります。

第6条の意見の陳述等につきましては、審査会は、審査請求人または諮問実施機関から申し出があったときには、口頭で意見を述べる機会を与え、意見書もしくは資料の提出ができる旨を規定するものであります。

第7条の資料提出の閲覧等につきましては、第1項で審査請求人の請求による審査会に提出された資料等の閲覧について、第2項で閲覧にかかる諮問実施機関の日時および場所の指定について、そして、第3項により資料の写しにかかる費用は請求人の負担とすることをそれぞれ規定するものであります。

第8条の守秘義務については、審査会委員の守秘義務について、第9条の委員については、審査会の運営に関し必要な事項の規則への委員について、第10条の罰則については、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則について、それぞれ規定するものであります。

また、附則につきましては、第1条で、施行期日を令和5年4月1日から施行するものとし、第2条の阿武町情報公開条例の一部改まさにより、現行の情報公開審査会に関する規定を削り、審査請求に係る諮問先を阿武町情報公開・

個人情報保護審査会に改め、第3条の経過措置の第1項においては、旧条例に基づく審査会委員であった者は、この条例施行の際に、阿武町情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなし、第2項は、施行日前においても審査会委員の委嘱ができることとし、その委嘱を受けた委員は、施行日以降においても、委嘱を受けたものとみなし、第3項では、施行日前に旧審査会にされた諮問は審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査義務については、なお、従前の例によることとし、第4項においては、現行のこれらの審査会等の委員に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務を、従前の例によることとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第3号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長 続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第3号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

本案件につきましては、昨年12月議会において職員の定年の段階的引き上げについて、ご議決いただいたところでありますが、今回は福賀診療所を管理監督職務上限年齢制から除外する旨を明記し、役職定年制の特例任用を行うための特定管理監督職群、いわゆる役職定年制を超えた役職グループの設定を行うものです。

それでは、11ページからの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず11ページの第4条、定年による退職の特例については、後ほど出てきます第9条に第3項と4項を追加するための文言の改正であります。

12ページの第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職については、第7条において、定年年齢が60年となっているため、定年が65歳となっている医師は除外する規定を追加するものであります。

また、第8条第1項第1号および13ページの第9条第1項、14ページの第9条第2項においては、条例の追加等の改まさに合わせて文言を整備するものであります。

同じく14ページの第9条、管理監督職勤務上限年齢による公認等および管理監督職への任用の制限の特例につきましては、第3項で、特例任用を規定するもので、ご案内のとおり、来年度から職員の定年が段階的に引き上げられ、

それに合わせて役職定年制が導入され、管理職手当の支給対象となっている、管理監督職にある者については、60歳を迎えると、特段の事由がない限り、その翌年度には、管理監督職以外の職等に降任等の上異動することになります。

しかしながら、現行の医師の定年が65歳であるように、職務の特殊性や欠員補充の困難性がある職の場合等には、役職定年制の適用除外または例外措置として、特例定年の措置をとることも可能とされ、今回第9条の第1項、第2項の任用制限の特例に加えて、新たに第3項および第4項追加し、特定の管理監督職群として、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成、その他の特別の事情がある管理監督職を占める職員について、元々付いていた管理監督職に引き続き留任させるか、同一の管理監督職グループに属する他の管理監督職に降任、または転任させることができる規定を設け、1年以内の期間内で異動期間をさらに延長できるよう改正するものであります。

また、第10条、異動期間の延長等に係る職員等においては、前条の追加により、職員の同意に係る規定を新たに追加するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第4号、阿武町一般職職員等の旅費に関する条例について、説明を求めます。副町長。

○副町長 続きまして、17ページをお願いいたします。

議案第4号、阿武町一般職職員等の旅費に関する条例についてご説明いたします。

本案件は、平成の大合併から単独町制を維持するため、職員等の旅費においても、経費節減に努めてきたところではありますが、他市町と比較して支給内容に大きな隔たりがあり、時代に沿ったものとなるよう、山口県および近隣市と同じ内容により新たに条例を制定するものであります。

なお、この条例の制定により、阿武町旅費支給条例を廃止し、関連する阿武町実費弁償条例等四つの条例につきましては、附則において条文の一部改正を行うものです。

まず第1条の目的につきましては、公務のために出張する職員等に対して、支給する旅費の基準を定めるものであります。

第2条の定義については、それぞれの用語の意義を定めるものです。

第3条の旅費の支給については、旅費の支給対象者や支給要件、出張中の事

故等に対応について規定するものです。

第4条の旅行命令等については、旅行命令権者による職員に対する旅行命令や、公務の遂行を補助するための職員や、職員以外の者に対する旅行依頼の規定をはじめ、旅行命令等の発令基準や命令の変更事務手続きについて規定するものです。

第5条の旅行命令等に従わない旅行については、公務上の必要、または天災その他やむを得ない事情による旅行命令等の変更に係る対応等について規定するものです。

第6条の旅費の種類については、鉄道賃、船賃、航空賃のほか、旅行雑費、宿泊料、食卓料等を規定するものです。

第7条から第10条までの旅費の計算については、経済的な通常の通路および方法等による計算のほか、例外規定に対する基準を定めるものです。

第11条の旅費の請求手続き、および第12条の職員以外の者の旅費については、旅費の支給に係る事務的な規定を定めるものです。

第13条の鉄道賃、第14条の船賃、第15条の航空賃はそれぞれ種類による条件を規定して、旅程に応じた旅客運賃により支給するもので、第16条の車賃については、やむを得ず自家用車等を使用した際の旅程に応じた車賃を、1kmあたり37円とするもので、第17条の公用車等による旅行した場合の旅費については、支給しない規定を定めるものです。

第18条の旅費から第20条の食卓料については、24ページから25ページの別表に記載されている通りで、旅費については、100キロ以上の出張の日数に応じて1日あたり定額により1,200円を基本に、特別な場合は2,400円を支給するものです。

宿泊料については、一夜あたりの定額により、東京と大阪、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち、財務省令で定める地域その他これに準ずる地域で、財務省令で定める甲地方については13,100円、その他の地域の乙地方については11,800円を支給するもので、食卓料については、一夜あたり2,600円の定額を支給するものであります。

また、第21条の移転料から第28条の外国旅行の旅費については、阿武町においては対象になることがほとんどありませんが、県や他の市町と同様に規定するもので、移転料については、赴任に伴う住所または居所の移転について、旅程に応じて一定距離あたりの定額に支給するもので、支給金額は別表第3の

とおりであります。

また、着後手当は、旅行の区分に応じた旅行雑費定額の5日分、および宿泊料定額の5夜分に相当する額を、扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給するもので、移転料については、町長が特に認める場合に限り支給するものであります。

そのほか第25条から30条につきましては、在勤地や退職者、および遺族の旅費、外国旅行の旅費に係る規定のほか、旅費の調整や必要事項等について、町長が定めることができる規定等を明記したものであります。

なお、附則により、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、従来阿武町旅費支給条例は廃止するとともに、関連する各種条例にかかる条例名の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第5号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 議案書の26ページをお願いします。

議案第5号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例をご説明します。

本案件につきましては、阿武町定住促進条例の一部を改正するもので、第2条第2号中、50歳以下を65歳未満に改めるものです。

詳しくは27ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条の定義、第2号Uターン者の定義を、就業のために1年以上町外に住所を移していた町内出身者で、就業のため再び本町に住所を定め、かつ定住の意思のある50歳以下の者から65歳未満の者に改めるものであります。

年齢要件を緩和することで、Uターンの一層の促進を図ろうとするものです。なお、施行日は、令和5年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第6号、阿武町お試しスタッフサテライトオフィスの設置および管理に関する条例について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 次に、議案書の28ページをお願いします。

議案第6号、阿武町お試しサテライトオフィスの設置および管理に関する条例をご説明します。

これにつきましては、鶴ヶ嶺八幡宮の左手にあります、阿武福社会の元デイサービスセンターくすの杜の土地建物を町で取得し、お試しサテライトオフィ

スとして活用するため、施設の設置および管理条例を新規に制定するものです。それでは、条例の説明をさせていただきます。

第1条は設置で、企業用地の一環として、町内にテレワークを呼びサテライトオフィス等の開設を促進することで、産業の活性化と雇用機会の拡大を図ることを目的として、お試しサテライトオフィスを設置する旨の規定です。

第2条は名称および位置で 31 ページをご覧ください。別表1第2条関係、名称につきましては、寺東お試しサテライトオフィス、位置は大字奈古 3332 番地です。

28 ページに戻っていただいて、第3条は事業ですが、町内にサテライトオフィスおよびテレワークおよびサテライトオフィス等の開設を促進するため、お試しサテライトオフィス施設等の提供を行うものです。

第4条は管理で、常に良好に管理、効率的に運営するものの規定です。

第5条は使用の許可で、使用する場合は町長の強化が必要となります。

第6条は使用期間で、あくまでお試しの施設でありますので、原則1年以内としております。

第7条は使用の不許可で、公序良俗に反する者等の使用を禁じる旨の規定です。

第8条は目的外使用等の禁止で、第3条に規定する事業以外には使用しないこと。使用权を他人に譲渡転貸できない旨の規定です。

第9条は使用許可等の取り消し等で、条例違反や虚偽の申請があった場合は許可を取り消し、退場を命じることができる旨の規定です。

第10条は使用料で、再び 31 ページをご覧ください、別表第2第10条関係寺東お試しサテライトオフィスの月額は税別 50,000 円、5号で光熱費や通信費等を含めた料金としております。

なお、1ヶ月に満たない場合は日割り計算を行います。

次に、第11条は特別の設備で、使用者において施設等に特別の設備や変更を加える場合は、町長の許可が必要なものの規定です。

第12条は原状回復で、退去の際には原状回復を行う旨の規定です。

第13条は損害賠償等で、施設等を毀損滅失したときは、原状回復と損害賠償を行う旨の規定です。

第14条は職員等の入室等で、管理上に必要な場合は施設内に立ち入ることができるものの規定です。

なお、施行日は、令和5年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第7号、阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 次に、議案書の32ページをお願いします。

議案第7号、阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をご説明します。

本案件につきましては、このたび遠岳野営場が山口県から阿武町に無償譲渡されたことに伴い、ABUキャンプフィールドの施設の一部として、名称をABUキャンプフィールドの「KIYOGAHAMA BASE」と名称変更するとともに、道の駅隣接の主となる施設の方の名称は、ABUキャンプフィールド「ENGAWA BASE」とすることに伴い、条例の一部を改正するものです。詳しくは33ページの新旧対照表をご覧ください。

まず第2条ですが、「ENGAWA BASE」は大字奈古2248番地1、第2号「KIYOGAHAMA BASE」は大字奈古3780番地1です。

第3条構成施設の名称等ですが、第2号「KIYOGAHAMA BASE」につきましては、管理棟、炊事棟、トイレ、キャンプサイトにつきましては5サイト、駐車場等その他付帯施設があります。

なお、施設の管理運営につきましては、ABUキャンプフィールドの指定管理者である、株式会社あぶクリエイションが、「KIYOGAHAMA BASE」を含めた形で一体的に行います。

なお、施行日は令和5年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第8号、阿武町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 続きまして議案書の34ページをお願いします。

議案第8号阿武町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案件につきましては、本年4月1日から、福賀地区に続き、奈古地区と宇田郷地区でも自家用車を用いて有償旅客運送を行う、ドアツードアのデマンド型交通を開始することに伴い、運行方法が町内一斉にデマンド型交通に



移行することにより、条例の一部を改正するものです。

詳しくは35ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条運行方法につきましては、次の各号に掲げるものをいう、第1号と第2号まとめてデマンド型交通によるものとするに改め、各号を削ります。

第4条運行内容につきましては、コミュニティーワゴンを示す、路線またはを削り、ふくすけ便を示す区域を一体的に運行区域に改め、運行回数および停留所を運行時間および運賃に改め、これらの運行区域、運行日、運行時間、運賃については、条例ではなく規則で定めます。

第5条運賃を削り、代わりに左側の第5条、利用方法、旅客運送を利用する者。以下利用者というのは、あらかじめ予約をしなければいけないを加えます。

運賃を定めた別表1、第5条関係についても削除いたします。

次に、37ページをお願いします。この表は、参考として町内各地区のデマンド型交通の内容を一覧にしたものです。

令和3年10月1日から運行開始の、福賀地区の福賀コミュニティ交通ふくすけ便を中心に、左が奈古地区のなごやか便、右が宇田ふれあい便です。

最初になごやか便から説明をいたします。運行区域は阿武町内、路線は自由経路の運行方式はドアツードアのデマンド方式です。ただし、奈古地区から出発もしくは到着に限ります。運行回数は、原則前日までの予約で、毎日運行。運行時刻は朝の8時から夕方8時まで、車両はコンパクトカーの5人乗り、料金は奈古地区内が1回300円、地区外が500円です。ただし、午後6時から午後8時までは、地区内が400円、地区外が700円となります。待機時間は30分まで無料で、以降30分ごとに200円が加算されます。相乗りもできますが、料金はお一人ずついただきます。運行主体は阿武町で、運転業務を運転手グループなごやか便に委託をします。どなたでも何の目的でも制限なしで利用でき、予約方法は、なごやか便の携帯電話に電話予約。配車のための運転手グループにはLINEで共有連絡します。運転手当事務手当については、記載のとおりです。

次に、宇田ふれあい便を説明します。運行区域は阿武町内、路線は自由経路の運行方式はドアツードアのデマンド方式です。ただし、宇田郷地区から出発もしくは到着に限ります。運行回数は原則、前日までの予約で毎日運行、運行時刻は朝の7時から夕方8時まで、車両はコンパクトカーの5人乗り、料金は宇田郷地区内が1回300円、地区外が500円。ただし、午前7時から午前8時、

午後6時から午後8時までにつきましては、地区内が400円、地区外が700円となります。待機時間につきましては、この議案書作成後に若干変更となりまして、地区内につきましては30分、地区外につきましては60分以上の待機は行わないこととし、その間の待機料は無料とする一方で、寄り道1ヶ所につき100円の加算となります。運行主体は阿武町で、運転業務を宇田ふれあい便に委託します。その他はなごやか便と同一です。

なお、施行日は、令和5年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第9号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫) 議案書38ページをお願いします。

議案第9号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本案件は、昨年国において児童福祉施設の設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令、および学校児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正が公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正するものです。

それでは、40ページの新旧対照表によりご説明いたします。

安全計画の策定等の義務化について、第6条の2の情報を加えます。

次に、自動車を運行する場合の用地等の所在確認の義務づけについて、第6条の3の条を加えます。

さらに、業務継続計画の策定等の努力義務化について、第12条の2の条を加えます。

また、第13条第2項において、感染症および食中毒の予防、および蔓延化に必要な措置を明確するため、条文を改めます。

施行期日は、令和5年4月1日からとなりますが、第6条の2の安全計画の策定等の義務化については、令和6年3月31日までの経過措置となります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第10号、阿武町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書43ページをお願いします。

議案第10号、阿武町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本案件は、先ほどの案件同様、昨年国において児童福祉施設の設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令、および学校児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正が公布され、令和5年4月1日から施行されます。

さらに、懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正が令和4年12月16日から施行されており、これらに伴い、本条例を改正するものです。

それでは、46ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

第1条と第6条においては、引用している法律が改正されたことによる条等引用箇所の変更です。

次に、安全計画の策定等の義務化について、第7条の2の条を加えます。

次に、自動車を運行する場合の所在確認の義務づけ、および安全装置の装備の義務づけについて、第7条の3の条を加えます。

そして、保育と児童発達支援における一体的な実施を可能とするため、設備と人員基準が緩和されたことに伴い、第10条を改めます。

また、第13条については、懲戒権限の規定が児童虐待を正当化する口実にされていることから、この条を削除します。

そして、第14条第2項において、感染症および食中毒の予防およびまん延防止に必要な措置を明確するため、条文を改めます。

施行期日は令和5年4月1日からとなりますが、第13条の改定規定は、公布の日からとなります。

また、第7条の3第2項の安全装置を装備することについては、令和6年3月31日までの経過措置となります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第11号、阿武町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書50ページをお願いします。

議案第11号、阿武町特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本案件は、昨年国において学校教育法および子ども子育て支援法が一部改正され、令和5年4月1日から施行されること、さらに、懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正が、令和4年12月16日から施行されていることから、本条例を改正するものです。

それでは51ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第4条第2項および第15条については、引用している法律が改正されたことによる条ズレと引用箇所の変更です。

第26条については、懲戒権限の規定が児童虐待を正当化する口実にされていることから、この条を削除します。

施行期日は、令和5年4月1日からとなりますが、第26条の改正規定は、公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き、会議を続行いたします。休憩前に引き続き、議案説明を行います。

○議長 次に議案第12号 阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書53ページをお願いします。

議案第12号、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案件は、福賀地区にあります高齢者福祉複合施設いらお苑の入所定数について、管理運営をしている社会福祉法人阿武福社会より、入所定員の変更届けが出されたことに伴い、本条例を改正するものです。

それでは、54ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第3条の表中、小規模多機能型居宅介護の入所定員を5人から3人に、認知症高齢者グループホームの入所定員を、7人から6人にそれぞれ改正するものです。

施行期日は、令和5年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第 13 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書 55 ページをお願いします。

議案第 13 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案件は、国において、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和 5 年 2 月 1 日に公布され、出産育児一時金の金額が改正されたことに伴い、本条例を改正するものです。

それでは、56 ページの新旧対照表についてよりご説明いたします。

第 6 条の出産育児一時金について、出産したときに支給する額を、408,000 円から 488,000 円に引き上げるものです。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日からで、この条例の施行日前に出産した被保険者への支給額は従前の額になります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第 14 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の 57 ページをお願いいたします。

議案第 14 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、ご説明いたします。

本案件につきましては、本年 3 月 31 日をもって周陽環境整備組合が解散することに伴い、山口県市町総合事務組合から脱退、4 月 1 日から公平委員会の設置および公平委員会の権限に関する事務を共同処理する団体に、宇部市、萩市および宇部山陽小野田消防組合が加入するほか、行政不服審査法の規定による機関の設置、および当該機関の権限に関する事務を共同処理する団体に萩市が加入することに伴う構成団体の変更、および規約の変更について地方自治法の規定による議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第 15 号、山口県市町総合事務組合の財産処分について、説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の60ページをお願いいたします。

議案第 15 号、山口県市町総合事務組合の財産処分について、ご説明いたします。

本案件につきましては、周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同する処理する団体から離脱することに伴う財産処分について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

#### 日程第19 議案第16号を上程

○議長 次に議案第 16 号、阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、議案書の61ページをお願いいたします。

議案第16号、阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて、ご説明いたします。

本案件につきましては、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を得て選任するもので、現在1期4年目の長山雅範監査委員の任期が、本年5月8日をもって満了するため、長山監査委員の再任についてご同意をお願いするものであります。

なお、別に長山雅範氏の履歴書をお付けしておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長 議案第16号は人事案件でありますので、直ちに審議に入りたいと思います。

まず、執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

続いて討論は省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 16 号、阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下してください。挙手全員です。

よって議案第 16 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

## 日程第20 諮問第1号を上程

○議長 次に諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書62ページをお願いします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明します。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村の議会の意見を聞いた上で市町村長の推薦したものを法務大臣が委嘱することになっております。

現在委嘱を受けている阿武町の委員は、参考の(1)に掲載している3人の方々です。委員の任期は3年で、このうち水津明文委員が本年6月30日をもって任期満了となりますので、新たな委員の候補者の推薦について、意見を求めるものです。

候補者として再任となりますが、水津明文氏を推薦したいと思います。

生年月日は昭和43年11月3日、住所は阿武町大字福田下3909番地です。

なお、同氏の履歴書をお手元にお配りしておりますので、参考にさせていただきます。

また、参考の(2)には、人権擁護委員法の抜粋を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で終わります

○議長 諮問第1号は、先ほどの議案第16号と同じく人事案件であります。

直ちに審議に入りたいと思います。

まず、執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

続いて討論を省略し、これより採決に入ります。

お諮りします、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下してください。挙手全員です。

よって、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

## 日程第 21 発議第 1 号を上程

○議長 次に発議第 1 号、阿武町議会の個人情報の保護に関する条例について、説明を求めます。市原議員ご登壇ください。

○市原 旭議員 それでは、発議第 1 号、阿武町議会の個人情報の保護に関する条例の提案理由の説明をいたします。

本案件は、令和 3 年 5 月 19 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取り扱い等に関する共通ルールが設定されました。

このことから、地方公共団体の個人情報保護制度は、令和 5 年 4 月 1 日から新保護法の適用を受けることとなります。

しかし、新保護法において、議会は国会や裁判所と同様に、その自立的な対応のもとで、個人情報の保護が図られることが望ましいという観点から、法律の適用外とされております。

議会では、個人情報を取り扱うことが多くあります。これまでは、阿武町個人情報保護条例として情報保護を取り扱ってまいりました。新保護法においても、阿武町議会はこれまで同様の個人情報を守る目的で、自主的な対応として、議会独自の個人情報保護法に関する条例を新たに制定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

## 日程第 22 議案第 17 号から日程第 29 議案第 24 号を一括上程

○議長 続きまして、日程第 22 議案第 17 号から日程第 29 議案第 24 号を一括議題とします。

まず、議案第 17 号、令和 4 年度阿武町一般会計補正予算(第 6 回)について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の 84 ページをお願いいたします。

議案第 17 号、令和 4 年度阿武町一般会計補正予算(第 6 回)について、ご説明いたします。

今回の補正額は 6,825 万 9000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を



35億1,695万5,000円とするものです。

なお、歳入歳出予算補正繰返明許費および債務負担行為につきましては、別冊補正予算書の第1表、第2表および第3表のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は24ページ歳出からお願いします。

1款、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、参議院議員選挙費について説明する。)

○議長 続いて、監査委員事務局長。

(監査委員事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金事業費、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金事務費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、畜産業費、中山間地域等直接支払事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村整備費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、林業政策費、林野管理費、森林整備地域活動支援事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、小規模治山事業費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、道路費、橋梁費、一般単独道路事業費、住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、(小)学校管理費、(小)教育振興費、給食センター費、(中)教育振興費、社会教育総務費、町民センター費、文化財保護費、保健体育総務費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、4災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

○議長 ここで、昼食のため休憩に入ります。午後は13時から行います。

休憩 12時01分

再開 12時58分

○議長 それでは、昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。

休憩前に引き続き、補正予算の説明を行います。

それでは、続いて歳入に入ります。10ページ、町税から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第18号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の85ページをお願いします。

議案第 18 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 4 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、1,200 万 1,000 円を追加し、補正後の予算を 5 億 9,852 万 1,000 円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の 64～65 ページをお願いします。歳出からご説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第 19 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 4 回)について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 86 ページをお願いします。

議案第 19 号、令和 4 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 4 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、114 万円を減額し、補正後の予算を 5,822 万 1,000 円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の 78～79 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第 20 号、令和 4 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 87 ページをお願いします。

議案第 20 号、令和 4 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、398 万 1,000 円を減額し、補正後の予算を 7,620 万 5,000 円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の 88～89 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第 21 号、令和 4 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の 88 ページをお願いします。

議案第 21 号、令和 4 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、1,255万3,000円を減額し、補正後の予算を6億3,120万3,000円とするものです。

それでは別冊補正予算書の98～99ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第22号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)について、説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長(高橋仁志) 議案書の89ページをお願いします。

議案第22号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)について説明します。

今回の補正は、予算総額から201万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,436万7,000円とします。

別冊補正予算書の110～111ページをお願いします。歳出からご説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第23号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)について、説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の90ページをお願いします。

議案第23号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)について説明します。

今回の補正は、予算総額に395,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,173万1,000円とします。

別冊補正予算書の120～121ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第24号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)について、説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の91ページをお願いします。

議案第24号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)について説明します。

今回の補正は、予算総額から886,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,277万7,000円とします。

別冊補正予算書の132～133ページをお願いします。歳出からご説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

**日程第30 議案第25号から日程第37 議案第32号を一括上程**

○議長 日程第30 議案第25号から日程第37 議案第32号までを一括議題とします。

まず議案第25号、令和5年度阿武町一般会計予算について、説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の92ページをお願いいたします。

議案第25号、令和5年度阿武町一般会計予算について、ご説明いたします。

まず第1条は、令和5年度阿武町一般会計予算の総額を、31億7,800万円と定めるものです。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊予算書の第1表歳入歳出予算の通りとするものです。

また、第2条は、地方債の目的や限度額記載の方法、利率および償還の方法を定めるもので、第2表地方債の通りです。

第3条は、1借入金の最高限度額を5億円と定めるものです。

そして第4条は、歳出予算の各項の金額の流用について、各項に計上した給料、職員手当および共済費についてのみ、同一款内での流用ができる旨を定めるものです。以上です。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は、歳出からお願いいたします。

47ページ、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、山口県議会議員選挙費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、監査委員事務局長。

(監査委員事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩 14時02分

再開 14時12分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き、令和5年一般会計予算の説明をお願いします。

続きまして、健康福祉課長。

(健康福祉課長、健康福祉課長健康福祉課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、労働諸費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、

水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村整備費、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁港建設費、漁港単独改良事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、公立学校情報機器整備事業費、(小)学校管理費、(小)教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子

ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 ここで、10分間休憩いたします。

休憩 15時12分

再開 15時21分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

○議長 それでは続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、単独災害復旧事業費、単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。13ページ、1款町税から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 一般会計の予算の説明は終わりました。続きまして、特別会計予算の説明を受けます。

次に、議案第26号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の93ページをお願いします。

議案第26号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について、ご説明いたします。

歳入歳出の予算総額は、5億4,942万4,000円とします。

それでは、別冊予算書の184～185ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出について説明する。)

○議長 ここで、皆さんにお諮りします。今日の閉会時間は午後4時ということですが、今からまだまだ特別会計予算の説明がありますので、若干過ぎるかもしれませんが、暫時延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 それでは、暫時延長するということで決定をしました。

(健康福祉課長、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第27号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の94ページをお願いします。



議案第27号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について、ご説明いたします。

歳入歳出の予算総額は、5,286万5,000円とします。

それでは、別冊予算書の211～212ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第28号、令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の95ページをお願いします。

議案第28号、令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、8,162万7,000円とします。

それでは、別冊予算書の232～233ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第29号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の96ページをお願いします。

議案第29号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

歳入歳出の予算総額は、6億3,046万円とします。

なお、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合には、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができるよう定めます。

それでは、別冊予算書の249～250ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第30号、令和5年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の97ページをお願いします。

議案第30号、令和5年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明します。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,963万2,000円とします。

次に、第2条地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を別途定めるものです。

それでは、別冊予算書の272～273ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表について説明する。)

○議長 次に、議案第31号、令和5年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の98ページをお願いします。

議案第31号、令和5年度、阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明します。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,959万2,000円とします。

次に、第2条地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を別途定めるものです。

それでは、別冊予算書の289～290ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表について説明する。)

○議長 次に、議案第32号、令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の99ページをお願いします。

議案第32号、令和5年度、阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明します。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,677万3,000円とします。

次に、第2条地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を別途定めるものです。

別冊予算書の308～309ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入、第2表について説明する。)

○議長 以上で議案説明を終わります。

### 日程第38 委員会付託

○議長 日程第38、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号から議案第15号、発議第1号、議案第17号から議案第32号までの議案32件については、会議規則第39条第1号の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第1号から議案第15号、発議第1号、議案第17号から議案第32号までの議案32件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。

一同礼。お疲れさまでした。

閉会 16時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

**阿武町議会議長**                      **末 若 憲 二**

**阿武町議会議員**                      **白 松 靖 之**

**阿武町議会議員**                      **西 村 容 子**